

## 第39回水資源機構契約監視委員会 審議概要

開催日及び場所	平成29年12月21日(木) 機構本社 602～603 会議室	
委員	篠原焔夫(弁護士)、清水義彦(大学教授)、毛利栄征(大学教授)、山梨恵子(水資源機構監事)	
審議対象	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 平成29年度第2四半期の1者応札の状況について</li> <li>2. 平成29年度第2四半期における1者応札・1者応募に関する点検について</li> <li>3. 平成29年度第2四半期における随意契約に関する点検について</li> <li>4. 新規随意契約案件について</li> </ol>	
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 平成29年度第2四半期の1者応札の状況について</li> <li>2. 平成29年度第2四半期における1者応札・1者応募に関する点検について</li> </ol>	委員	機構事務局
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土木一式工事のところで、1者になった理由として技術者不足や他業務が込み入っている所以对応できないという状況が明らかになっている。これは業者の数が少ないところでそういう状況であったのか、例えばほかの業務が込み入っている所以对応できないというのは、発注の時期がずれていれば応札してくれたのでは。</li> <li>・ 工事が箇所的にも分散していて、敬遠されていると、山間僻地での工事が敬遠されているという説明だが、分散していることに対する手当てみたいなものは出ているのか。その移動とか、そういうことも全部見ていて、それでも敬遠されてしまうということか。</li> <li>・ 今の制度というのは、国交省とか農水省とか、公共土木工事に共通のやり方ということか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各現場で発注案件を抱えているが、基本は1年サイクルで発注しているところ。発注時期をずらすとすると、債務契約などを検討していく必要がある。発注時期をずらす発注の平準化、これについても前々から現場にも依頼しているところ。</li> <li>・ 土木工事、設備工事とも、特に土木工事のほうでは、実際に作業される人、現地採用の人で積算する。設備工事も現地で作業される方、現地採用の人も入っているが、そういう方は現地確保になっており、移動の経費等は直接的には計上はしない。</li> <li>・ そのとおり。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・そうすると、単価も、全国というか、ほかの公共事業と同じ単価ということか。</li> <li>・1者応札の現況を見てしまうと、発注してもその年にできなかったというのがあるのか。</li> <li>・不調・不落の実績も教えて頂きたい。直轄ダム、関東地整などの1者応札の状況等も併せて教えて頂きたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全くそのとおり。</li> <li>・不調は結構多くある。</li> </ul>
<p>3. 平成29年度第2四半期における随意契約に関する点検について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・No.5の案件、緊急的に処置をする前にどんな手当てを打っているのかということとの関連で、必然的に起こるべきところをしっかりと排除した上で、緊急的な状況に陥ったのかどうかということの説明をしていただかないといけないといつも感じているが、ここはどのようなインターバルで管理、監視しているのか。</li> <li>・季節風が5月、6月にあったということで、特異な状況にあったとのことだが、こういうのは今までに</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・霞ヶ浦については、揚排水樋管等が霞ヶ浦全体で200カ所ぐらいあり、さらに漁港とか船だまり等を含めると全部で370カ所ぐらいの施設になる。この全ての施設を定期的に堆砂の測量を行って、平均4から5年ぐらいに1回浚渫するように業務は出している。通常の業務が、基本的に河川管理者との話の中で、出水期は外す形で出しており、12月から5月ぐらいの工期で、6月から出水期になるので、その中で堆砂が確認できていれば、通常工事の中で変更契約をして対応している。さらに、5月末の工期末から外れるような案件についてはやむを得ず緊急で、あと河川管理者との打ち合わせもして、土砂の排出先とか、そういうところも新たに決めなくてはいけないので、そういう打ち合わせをして対応している。緊急案件については毎年出しているわけではない。</li> <li>・ここ5年ぐらいでは、緊急で浚渫を行っているが、26年、28年にやっている。今回5月に最大風速で10.3メートル、6月は最大で16.7</li> </ul>

なかったのか。こういう状況で、堆砂が急激に進んだという。

・そういう経歴があるのであれば、要注意点検箇所というふうな位置づけで見ているとか、インターバルを変えているとか、そういうことはしていないのか。

・緊急性を要する工事などの積算は、通常のやり方なのか。

・最初に金額の話が出なくて、工事させて、後で金額を決めるというのは、常識からすると考えられない。要するに、契約というのは、こういう内容の工事を幾らでしますというのが普通の契約なので、正確な金額がわからなくても、当然、着工する時点ではそれなりのある程度の金額が見えていなければ、何にも金額提示しないでやれと、やりますというのはちょっと信じられない。

・競争性のない随意契約一覧表をみて、落札率がもう少し高くてもいいのではないかという気がするが、これはどういうふうにか。競争性のない随意契約、緊急性ということから、もっと高くなってもいいので

メートルの風が吹いていて、こういう事象が発生した。

・過去の事例でも同じ場所で発生しているというわけではなく、風がいろんな場所で発生している。

・通常の契約とは違い、まず業者に対して依頼し、そこで承諾をもらうと、例えば土砂撤去があるとするれば、予算の範囲内で速やかに数量確定をしていき、通常の契約手続に戻すという手順。

・例えば災害復旧で、おおよその数量は当然その段階で示すこととなる。工事を進めながら通常の手続に極力追いつけるよう、通常の契約手続に後追いで軌道に乗せる。緊急工事については特殊な、手続としてはイレギュラーである。

・やはり緊急的な対応をしている中で、概ねの額はわかっているわけだが、契約に値するほどのものを把握するのに、やはり掘ってみないとわからないとかの場合もあり、ちょっと時間を要している場合もある。

本社としては速やかに契約するよう指導をしているが、契約までに時間を要している案件もある。

・工事を実施したとおりの、一般経費も含めて、実際かかったとおりの額が入っているのだろうと思う。

	はないかという気がする。	
4. 新規随意契約案件について	・約 800 万円の契約金額が決定するまでのプロセスを教えてください。	・本日審議・承認された後、土地改良区のほうに見積もり依頼をということ考えている。そのときには、業務内容を含めて、この内容でお願いしたいということで、見積もりのほうを依頼する。併せて、機構で積算はするが、出てきた見積もりとその積算とを比較して、その金額の妥当性を確認した後に、受委託契約を締結するという流れになる。

○問い合わせ先

埼玉県さいたま市中央区新都心 1 1 番地 2

ランド・アクシス・タワー内                      電話    0 4 8 - 6 0 0 - 6 5 0 0

水資源機構契約監視委員会事務局

技術管理室契約企画課長                      田村   三明（内線 2251）

技術管理室担当課長                              足達   謙二（内線 4631）